

平成30年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年3月16日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成30年3月16日（午後1時30分）

出席議員	1番 若宮 淳也	2番 西井 仁司	3番 溝口 周生
	4番 岡村 広彦	5番 舟瀬 勝	6番 登 喜三雄
	7番 濱岡 裕之	8番 牧 幸作	9番 木本タエ子
	10番 福井 秀治	11番 八木 淳	

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	福祉・環境課長	岡田 美和
副 町 長	藤田 心作	水 道 課 長	山下 弘文
総 務 課 長	西岡 一義	産業振興課長	山下 喜市
総務課防災・IT担当課長	中西 章	建 設 課 長	北村 晴紀
政策調整室長	中井 宏明	会計管理者兼出納室長	中川美知彦
税 務 課 長	中井 均	教育委員会教育長	中西 正典
住民生活課長	岡谷 吉浩	教育委員会事務局長	作野 和幸

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	森井 裕	書 記	迫本 晃
書 記	井口 由子	書 記	大谷 悦正

議事日程

- 日程第1 各常任委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第2 討論（議案第1号）
 - （1）原案賛成者
 - （2）原案及び修正案反対者
 - （3）原案賛成者
 - （4）修正案賛成者
- 日程第3 採決（議案第1号）
- 日程第4 討論（議案第2号～議案第23号）
- 日程第5 採決（議案第2号～議案第23号）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第1号）

- 追加日程第2 提出理由の説明（発議第1号）
- 追加日程第3 質疑（発議第1号）
- 追加日程第4 討論（発議第1号）
- 追加日程第5 採決（発議第1号）
- 日程第6 委員会調査報告の申し出について
- 日程第7 委員会調査報告
- 日程第8 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第9 議員派遣の件について

上程議案

- 議案第1号 平成30年度 度会町一般会計予算
- 議案第2号 平成30年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 平成30年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第4号 平成30年度 度会町介護保険特別会計予算
- 議案第5号 平成30年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算
- 議案第6号 平成30年度 度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第7号 平成30年度 度会町水道事業会計予算
- 議案第8号 平成29年度 度会町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第9号 平成29年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第10号 平成29年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第11号 平成29年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第12号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例について
- 議案第13号 度会町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 平成30年度国民健康保険制度改正に伴う度会町関係条例を整理する条例について
- 議案第15号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第19号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第21号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例について

◎開会の宣告

(13時30分)

○議長（八木 淳） ただ今の出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、平成30年第1回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第1 各常任委員会に付託いたしました、議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 岡村 広彦議員。

○予算決算常任委員長（岡村 広彦） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第1号 平成30年度度会町一般会計予算、議案第8号 平成29年度度会町一般会計補正予算（第5号）以上、2議案について教育長並びに関係課長、事務局長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第1号 平成30年度度会町一般会計予算は、別紙議案第1号 平成30年度度会町一般会計予算に対する修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

また、議案第8号 平成29年度度会町一般会計補正予算（第5号）は、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

委員会審査報告書別紙により、修正案の説明を申し上げます。

子育て支援対策事業のうち、教育費にかかる1,225万4,000円を減額する修正案でございませう。

議案第1号 平成30年度度会町一般会計予算第1条中38億3,070万8,000円を、38億1,845万4,000円に改める。

歳入につきましては、款17繰入金、項2基金繰入金4億9,430万円を4億8,204万6,000円に、したがって款17繰入金4億9,430万3,000円を4億8,204万9,000円に、

歳入合計38億3,070万8,000円を38億1,845万4,000円に改める。

歳出につきましては、款9教育費、項2小学校費1億2,367万8000円を1億1,963万6,000円に、項3中学校費1億2,225万円を1億1,403万8,000円に、したがって款9教育費4億733万2,000円を3億9,507万8,000円に、歳出合計38億3,070万8,000円を38億1,845万4,000円に改める。

明細につきましては、歳入・歳出予算事項別明細書2ページの説明欄。歳入につきましては、財政調整基金繰入金2億3,000万円を2億1,774万6,000円に改める。

歳出につきましては、小学校入学準備品404万2,000円、中学校入学準備品821万2,000円を、それぞれゼロに改めるものであります。

続きまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、1点目は一年前に議論をいたしました継続性が保障されていないことについて、何も進展が見られないことです。

2点目としましては、議会として支援策に対して有効な予算を提案していく責務があることです。

3点目としましては、財源の継続的な確保のため基金の設置や子育て支援条例の制定など、法制上、継続性の担保が必要であるということです。

以上の理由から、子育て支援対策事業のうち教育費にかかる1,225万4,000円を減額修正することを提案いたします。

これが修正案を提案する理由でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員会委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員会委員長 牧 幸作議員。

○総務住民常任委員会委員長（牧 幸作） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第2号 平成30年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 平成30年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第4号 平成30年度度会町介護保険特別会計予算、議案第6号 平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号 平成29年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第10号 平成29年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第11号 平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議案第12号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例につ

いて、議案第13号 度会町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第14号 平成30年度国民健康保険制度改正に伴う度会町関係条例を整理する条例について、議案第15号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第16号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第18号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第20号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、議案第21号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第22号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、以上18議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告をいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 登 喜三雄議員。

○産業教育常任委員長（登 喜三雄） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第5号 平成30年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算、議案第7号 平成30年度度会町水道事業会計予算、以上2議案について、関係事務局長、課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

よって、各常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

予算決算常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、議案第1号は修正議決、議案第8号は原案可決であります。

総務住民及び産業教育常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

これで常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第1号）

日程第2 これより議案第1号の討論を行います。

議案第1号に対しては、委員長報告で示されたとおり、修正案が提出されております。議案第1号 平成30年度度会町一般会計予算及び議案第1号 平成30年度度会町一般会計予算に対する修正案に対する討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） 私は原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

少子化が続く中、今、子育て支援の充実は喫緊の課題であります。どこの市町も最重要の案件として取り上げております。子育て中の保護者の負担をできるだけ軽減してあげたいとの思いは、当然、議会も共有しているはずです。

ところが、今回の修正案は入学費に必要な入学準備品の支給をなぜかカットし、給食費の補助のみとされました。予算決算常任委員会のあと修正案について、子育て中の保護者に尋ねたところ、「役場さんが支給したろとってくれとるのに、何でそれを止めるの。私たちはありがたいことと思ってるのに、何で。理解できへんわ。もっと良くしようと努力してくれるのが議員やろう」と言われました。

これでは台風21号の復旧工事の際、60%の補助率を90%に上げましたが、この修正案は逆に60%を30%に下げたいということに等しいのではないのでしょうか。

給食費の補助だけに修正されるならば、生活保護家庭は以前から給食費を免除されているわけでありますから、この修正案ではその恩恵を一切受けないこととなります。生活保護家庭を排除するような修正案は正しいものといえるのでしょうか。

このようなところに光をあてようとするのが議員の本分、務めであると思います。

実は、この原案はなかなかよく考えられていると思います。入学準備品を供与することを記していますが、給食費も出してあげたい。しかし、生活保護の世帯を考えると、この30%補助が精一杯で一番おさまりがよいということで出されたものと理解します。

準備品の供与とセットでもって、初めて生きてくるものであると思います。

今後のことを申し上げますなら、まず、原案に賛成し、子育て支援の基礎を作り

次年度以降に卒業祝い金の復活や通学用自転車の購入補助等を盛り込み、枝葉を広げ充実した子育て支援施策につながるよう努めるのが、議員のあるべき姿と思います。

来年6月には選挙があります。この原案に賛成しないでにおいて立候補される方は子育て支援の充実という項目を絶対掲げないでください。

また、昨年から継続性が問われておりますけれど、行政は継続することが基本であり、このような少子化が続く中である以上、子育て支援策が途切れることは考えられません。極論ですが入学する児童がなくなるまで続くものであるではないでしょうか。

このあと、修正案賛成の討論をされる方をお願いいたします。

子育てする保護者と生活保護を受ける家庭に対しても理解し、納得できるような討論をお願いいたします。

それから、予算決算常任委員会で修正案に賛成したので、これからの採決で原案に賛成はできないのではないかとと思われる方が見えると思いますが、それは心配ございません。ちゃんと調べてまいりました。間違っって手を挙げてしまったとか、勘違いをしていたということで通るそうでございます。

子育てする保護者、家庭と生活保護を受ける家庭にとってどちらの案がこの方たちにより添うのか。当たり前の判断をしていただきますよう、お願い申し上げます。

町民の多くの方が注目していると思います。

以上で、私の原案賛成の討論とさせていただきます。

○議長（八木 淳） ほかにございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

牧 幸作議員。

○8番（牧 幸作） 初めに、私も子育て支援については100%反対するものではありません。

その上で、今回提案されました子育て支援の中の小・中学入学準備品支給の修正案に対し、賛成の立場から発言をさせていただきます。

昨年も提案されました子育て支援策でございますが、前回は継続性が担保されて

おらず、ばらまきの支援策であったと、私は理解をしております。

今回は、町長の強い思いからの提案だとお聞きしました。であるならば、継続性が担保されるべきと、私は考えます。

しかしながら、今回も継続性が担保されておらず支給する物品の内容も理解に苦しむものがございます。

また、保護者の方々に対し、事後報告という形をとられております。継続性が担保されないまま、事後報告をされた場合、対象から外れるおそれのある保護者の方々の理解をいただくのは難しく、混乱を招くことが危惧をされます。

このような政策案は、継続性が担保されることが公平性平等性が保たれると、私は考えます。

よって、今回提出されました修正案に賛成の討論といたします。

○議長（八木 淳） ほかにございませんか。

若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 私は、修正案に対し賛成します。

町長提案の子育て支援策につきましては、給食費補助の公平性は認められるものの、物品については児童生徒及び保護者のニーズについて意見がわかれることが推測される。

アンケート等でも児童生徒及び保護者の意見や必要としている物品が十分に把握されていないと考えられます。子育て支援についての継続性に対する担保もなく、前回議会に提示された内容とほとんど変わりがなく、本当に子育て支援について協議がなされたのか、疑問が残ります。

また、確かに高額なもの、学校の授業で何年も使うようなものに対する物品の支援は必要です。

しかし、小額なもの、何度も何度も繰り返し使うものにつきましては、例えば企業や町民から寄附などを募って子供たちに提供するといった形をとるとか、ほかの方法でも対応できるものもあると考えます。

また、物品にこだわる余り物品以外の支援についての協議がなされたのかも疑問でございます。

学力の定着に必要な塾などの経済負担の軽減や、教材などの負担の軽減、あるいは度会町が掲げている子育て支援策、教育政策との関連性も不十分と考えます。

今回の子育て支援は量的な側面ばかり打ち出されていると思います。いわゆるどれぐらいの金額相当を支援するのか。どれだけの数や種類を提供できるのかといったことだけではなく、その物品の中身が本当に今の度会町の子育て事情に合っているのか。地域の特性を考慮し、公平に協議されているのか。児童生徒及び保護者が本当に必要としている物品や支援が何なのかといった質的な側面が特に重要である

と考えております。

現在の協議は量的なことばかりにとらわれて、町民と議会が求める中身、質の部分の検討が抜け落ちております。一旦この支援策を安易に進めたとして、また3年か、1年で見直しをかければいいのではないかという意見もあると思います。その類の考え方は、町民、町政に対して無責任な考え方だといわざるを得ません。

今回示された物品リストと前回示された物品リストを比べてみても、多くの人の意見は反映されず、ほとんど変えてもらっていないという状況になっております。そんな状況で3年後、もしくは1年後に見直しをしたとしても変えられるはずがありません。

だからこそ、今しっかりとしたものをつくり上げなければならないのです。

私どもも子育て支援の必要性を認めており否定はしておりません。しっかりと協議できる環境があるはずです。ぜひとも、この子育て支援をスタートするに当たって、物品についてはもちろんのこと。子育て支援について、幅広く真摯に協議をすべきです。

以上のように、住民ニーズの把握、意見の集約や物品をはじめとする子育て支援についての協議が不十分であり、その継続性についても担保されていないことから、修正案に賛成いたします。

以上です。

○議長（八木 淳） ほかにございませんか。

濱岡裕之議員。

○7番（濱岡 裕之） まず最初に、私も基本的には子育て支援については、当然ながら必要であると考えます。

その上で、提案の修正案に対しては賛成の立場から発言をさせていただきたいと思っております。

一年前にも提案された「子育て支援策」は継続性が今回も保証されていないという点については、何も進展が見られないと考えます。

3月6日付の新聞記事では、中村町長は「入学準備品支給と給食費補助は計2,000万円ほどかかるが、持続できる金額になっている」と言われておりましたが、私の認識とは違います。その根拠がわかりません。

また、支給から外れた小学校、中学校の2年生以上の保護者の方々からの理解は得られるのでしょうか。公平性という観点からも疑問を感じます。

給食費の補助率は、今回の予算では30%ですが、入学準備品支給の見直しで給食費補助率のアップの検討も一つの方策であると考えますが。また児童生徒の「一生の宝」になるような学力や知識の向上につながる教材の購入費の検討も有効な支援策であるとも考えます。来年度の入学まで一年間という時間があります。

さらに、十分な時間をかけた検討や協議が必要と思うことから、今回提案された修正案には賛成いたします。

以上です。

○議長（八木 淳） ほかにございませんか。

ございませんか。

登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） 私も修正案に賛成の討論をさせていただきます。

提案されました教育費にかかる小・中学校入学準備品の支給支援策は、継続性を担保する必要があるものと考えます。

一年前と同様、理論上、単年度予算の計上執行にとどまると、次年度以降にランドセル等の入学準備品が支給されない可能性が生まれ、教育行政に混乱を招きかねないこととなります。

意思決定機関である町議会として、今回提案されました入学準備品の支給支援策は、財源の確保を目指す基金の設置や既存の遠距離通学のための条例に倣うような条例の制定などをもって、継続のための意志を明らかにする必要があるものと判断いたします。

以上は、牧議員、若宮議員、濱岡議員と論議を同じにするものです。

私は、これ以外に二つの論点から修正案に賛成の討論を行いたいと思います。

1点目は、より良き財政運営のあり方を論点といたします。

平成30年度の一般会計予算の財源構成にみるように、本町は地方交付税、国県支出金、町債等の61.5%を依存財源に頼っております。この中で最も大きく頼ることとなる地方交付税は、全ての地方公共団体が一定の水準を維持できるように、国が財源を保障する制度でございます。小・中学校の運営についても児童生徒数、学級数、学校数の測定単位に単位費用を乗じて計算されております。

一定の水準、いわゆる基準財政需要額の中に今回提案されました入学準備品の支給は含まれず、言い換えれば、知恵を出せば地方交付税の枠内で、義務教育の一定の水準が保障されると解されております。

また、所得格差の是正策についても、要保護・準要保護児童生徒の給食費、学用品費、修学旅行費などを援助する扶助制度のセーフティーネットが地方交付税に組み込まれているものでもあります。中でも準要保護制度は、町の教育委員会でその基準を決めることができるとされています。

基準見直しに向けて議論の余地が大いにあります。

一方、風力発電事業から生まれる町税の伸びが見込まれるものの、75%が地方交付税においてカットされ、残る25%、約2,000万円余りが独自施策にあてることができるものとなります。

当初予算を分析すると、今後留保財源としての地方交付税は、その多くを期待できず、一方、町税はほぼ満額が計上されております。新たに生まれる、この2,000万円のお金を山積するなどの行政課題に使うのか。もう一度立ちどまって財政計画を議論すべきだと思います。

2点目は、教育の現場で何が真に必要なのかを論点にしたいと思います。

私は、教育の現場は子供たちの知的好奇心を養う場であってほしいと切望いたします。果たして、ランドセルや制服、トレパンなどの支給が知的好奇心を養うために真に必要なのか。教育は町の将来を託す財産です。私たちは教育を通して未来に責任を負う覚悟が必要です。

いま一度、保護者、子供たち、教職員皆さんの心の声に耳を傾けることが必要だと考えます。

以上、財政計画の見直しと今、教育現場に何が必要かの論点を含めて、修正案に対して賛成いたします。

以上です。

○議長（八木 淳） ほかにございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 議案第1号及び修正案に対する討論を打ち切ります。

これで議案第1号及び修正案の討論を終わります。

◎採決（議案第1号）

日程第3 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号 平成30年度度会町一般会計予算を採決いたします。

委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案についてを採決いたします。

議案第1号 平成30年度度会町一般会計予算に対する修正案に対し、委員会の修正案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決いたします。

修正部分を除く議案第1号 平成30年度度会町一般会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、修正部分を除く議案第1号は、原案どおり可決されました。

◎討論（議案第2号～議案第23号）

日程第4 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第2号から議案第23号についてを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第2号から議案第23号までの討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第2号～議案第23号）

日程第5 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第2号から議案第23号についてを採決いたします。

議案第2号 平成30年度度会町国民健康保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号 平成30年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第4号 平成30年度度会町介護保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第5号 平成30年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号 平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 平成30年度度会町水道事業会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第8号 平成29年度度会町一般会計補正予算(第5号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第9号 平成29年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号 平成29年度度会町介護保険特別会計補正予算(第4号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第11号 平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第12号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第13号 度会町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号 平成30年度国民健康保険制度改正に伴う度会町関係条例を整理する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第15号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第16号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第17号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第18号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第19号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第20号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第21号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第22号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり同意されました。

以上、議案第2号から議案第23号までの22議案は、全て原案どおり可決・同意されました。

暫時、休憩をいたします。

(14時10分休憩)

(14時15分再開)

○議長(八木 淳) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程(発議第1号)

追加日程第1 お諮りいたします。

本日、議員提出されました発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎提出理由の説明(発議第1号)

追加日程第2 それでは、発議第1号に対して、提出議員より提案理由の説明を求めます。

6番 登 喜三雄議員。

○6番(登 喜三雄) 発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例について

平成30年3月16日提出

提出者 度会町議会議員 登 喜三雄

賛成者 度会町議会議員 西井 仁司

同じく 若宮淳也

同じく 岡村広彦

同じく 牧 幸作

同じく 溝口周生

提案理由

行政組織の改編に伴い、常任委員会が所管する課名に変更が生じたため、当該条例の一部を改正いたしたい。

これが、この議案を提出する理由である。

以上です。

○議長(八木 淳) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑(発議第1号)

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました発議第1号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

発議第1号に対する質疑を打ち切ります。

これで発議に対する質疑を終わります。

◎討論(発議第1号)

追加日程第4 これより討論を行います。

発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 討論なしと認めます。

発議第1号に対する討論を打ち切ります。

これで討論を終わります。

◎採決(発議第1号)

追加日程第5 これより発議第1号についてを採決いたします。

発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、発議第1号については、原案どおり可決されました。

◎委員会調査報告の申し出について

日程第6 委員会調査報告の申し出についてを議題とします。

お諮りいたします。

産業教育常任委員長より、お手元に配付しました申出書のとおり、鳥獣害対策の調査事件について、報告をしたいとの申し出があります。

委員長より申し出のとおり報告を受けることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり報告を受けることに決定いたしました。

◎委員会調査報告

日程第7 委員会調査報告の件を議題とします。

産業教育常任委員長の発言を許します。

産業教育常任委員長 登 喜三雄議員。

○産業教育常任委員長（登 喜三雄） 度会町議会議長 八木淳様。

度会町議会産業教育常任委員会委員長 登喜三雄。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務とする鳥獣害対策の調査事件について、調査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

別紙、鳥獣害対策調査結果。

調査目的。

現在、鳥獣害（地域猫、犬、スズメバチ、ヒル、マダニの害を含む）に対する住民の苦悩の声が多分野から聞かれる。

一方、対応する複数の行政部所と行政が頼ることとなる猟友会等駆除関係団体も献身的な労力と経費をかけながら、多くの課題に直面しているものと推量する。

本委員会は、これらの課題を改善する一助となるよう、関係行政部所と参考人としての住民の意見を聞くとともに、鳥獣駆除処理システム等の調査を行うことをもって、横断的に現状を調査し、鳥獣害対策に新たな視点で提言を行うことを目的とする。

調査方法。

1、参考人からの意見聴取

平成29年11月14日。小岸政裕氏、下久具371、猟友会長。森田孝氏、田口856、宮川流域耕作者。作野順一氏、小萩523、一之瀬川流域耕作者に出席を要請し、鳥獣害の実態、有害鳥獣の駆除制度等について意見を聴取した。

2、鳥獣駆除処理施設の研修

（1）平成29年12月11日、有限会社アースラブ・ニッポン、度会町上久具1758-1、会長、矢部栄次氏において野菜・魚を用いた処理実験と、その原理を研修。

（2）平成29年12月11日、株式会社まる天、伊勢市二見町茶屋一番地、会長、丸田徹氏において、食品残渣の処理施設を研修。

（3）平成30年1月19日、株式会社ニューロ（静岡県藤枝市中ノ合203番地）代表取締役 神戸好伸氏において、イノシシ、鹿、猿を処理する装置を開発し、自治体向けに納入している実態を調査した。

3、関係課の聞き取り

平成30年2月16日、産業振興課及び福祉・環境課の聞き取りを行った。

4、提言

（1）処理場の確保について

近年野生動物は急速に増えていることは明らかである。平成28年度の有害獣の捕獲はイノシシ267頭、鹿341頭、猿59頭となっている。これは駆除を委託したものであり、猟期期間の捕獲（猿を除く）をカウントすると容易にこの数字を上回る捕殺

が行われていることになる。その処理を主に生態系に委ねることとすると、自然が持つ処理容量を脅かし、衛生面等の問題が生ずるものと推察される。特例的に交通事故死や網にかかったものを一般廃棄物として処理しているとの報告もあるが、本委員会が行った調査を参考に、早期の有害捕獲鳥獣の処理場を建設するよう提言する。

(2) 役場組織の見直しについて

現在の役場の鳥獣害対策は、全般を産業振興課が担任し、捕獲され、また交通事故死した死体の処理は福祉・環境課、建設課が補完し協力する体制にある。

また、ヒル、ダニ、ハチに起因する保健衛生の面では福祉・環境課をはじめ、防災担当課や教育委員会でも断片的に関係することとなる。ここでは産業振興課と福祉・環境課がかかわる有害鳥獣の捕獲と死体処理に至る業務において、駆除計画の策定管理、駆除委託、駆除の確認業務、国庫補助金の申請、委託金の交付、死体処理など全てを他の業務と兼務する現状の役場組織からより良き外部委託の方法も含めて見直す必要があるものと提言する。

(3) 近隣市町との連携について

有害鳥獣捕獲補助金、猟期内の捕獲補助金、狩猟免許の取得支援、檻の設置基準、地域猫・犬の避妊補助等において、近隣市町の間でばらつきがある。広域的な視点で鳥獣害対策協議会を設置するなどをして、均衡ある制度の確立を目指すよう提言する。

(4) 鳥獣害対策のイノベーション（技術革新・開発）について。

ドッグラン（柳生博の猿追い手法）、威嚇音声を発するかかし、鳥獣丸（波動による獣害対策）、ソーラー発電、IOT（物のインターネット）による確認業務、ジビエカー、真昼のジョニー（ヒルの忌避剤）など、全国で鳥獣害対策の知恵が発信されている。町民の暮らしを守る観点から、各種の導入実験を行うなど、鳥獣害対策のイノベーションに取り組むようを提言する。

(5) 保健衛生の啓発について

森林の荒廃が野生動物の生息数をふやし、人間との境界領域に変化をもたらしているともいわれる。現実の農林業の振興現場、青少年に向けての茶摘み体験や木育の現場、清流環境、森林環境を資源とする観光の場においても、ヒル、ダニの健康被害が危惧されている。もはや長袖、長ズボンの着用を促す程度の啓発から、さらに科学的な防護策が必要になっている。

一方、第1次産業に糧を得、自然の豊かさに人々を誘うまちづくりに欠かせない施策であることを提言する。

(6) 駆除団体との受委託情報の公開。

有害鳥獣の駆除業務は、猟友会なくしては有効な成果が得られない。加えて、檻

の設置配分等については、区の協力を得ているところでもある。平成28年度の実績を見ても、多くの労力と委託費を費やしている。委託金の合計は860万円余となる。この委託業務については、国の補助金360万円余りが充当されているところでもある。意見聴取等の場から、町猟友会、猟友会員及び区相互の意思疎通が十分でない旨、観察した。改善策の一つとして受委託実績等の公開に努め、その情報が相互に共有されるよう提言する。

最後、（7）調査を終えて

鳥獣害対策への町内の起業化。

本委員会の調査を通して、鳥獣害対策に町内企業の潜在能力を生かした新たな仕事起こしに可能性を感じた。それは全国展開されている酵素を利用した食品残渣の処理であったり、家庭菜園を守る防護柵のいろいろであったり、進化して日の出の森のし尿処理に思いするところである。

町内異業種間の交流を通して、新たな起業展開が行われることに期待し、また、この起業展開の触媒的役割を役場が担うことを願って調査を終える。

以上でございます。

調査記録とともに提出をいたします。

○議長（八木 淳） これで、委員会調査報告の件を終わります。

◎閉会中の継続審査の申し出について

日程第8 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長より申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

日程第9 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにした

いと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成30年第1回度会町議会定例会を閉会いたします。

(14時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員